

暴風警報、暴風雪警報、特別警報等発令時における措置について

暴風警報、暴風雪警報、特別警報等が発令された場合や解除された場合は、下記のように対応します。ご理解ご協力をお願いします。

記

1. 始業前（午前7時の時点）で暴風警報又は暴風雪警報が発令されている場合

※市町ごとに発令されます。

登校させないでください。自宅待機です。

2. 午前11時までに暴風警報又は暴風雪警報が解除された場合

- ・「井田川小つながる連絡」にて授業開始時刻等について連絡します。
連絡があるまでは自宅待機でお願いします。
- ・保護者により安全が確認できた場合のみ登校してください。
- ・集団登校については、原則として実施いたしません。

3. 午前11時においても暴風警報又は暴風雪警報が解除されない場合

休校とします。登校させないでください。

4. 登下校途上において、暴風警報又は暴風雪警報が発令された場合

- ・速やかに帰宅させます。児童が安全に帰宅できるよう学校職員の見回りを行います。保護者の方もご協力ください。
- ・登下校途上の場所によっては、学校で待機させ、様子を見てから帰宅させます。

5. 始業後に暴風警報又は暴風雪警報が発令された場合

- ・直ちに授業を中止して、速やかに帰宅の準備をさせます。
- ・学校に待機させ、様子を見ながら、場合によっては保護者への引き渡しなどの方法で帰宅させます。

6. 特別警報、危険警報が発令された場合

以下の警報が発令された場合も上記1～5の通り対応します。

- | | | |
|---------------|---------------|---------------|
| ○暴風特別警報 | ○暴風雪特別警報 | ○大雪特別警報 |
| ○レベル5大雨特別警報 | ○レベル4大雨危険警報 | ○レベル5河川氾濫特別警報 |
| ○レベル4河川氾濫危険警報 | ○レベル5土砂災害特別警報 | ○レベル4土砂災害危険警報 |

台風（暴風・大雨・洪水）時等における授業実施について

始業前	
<p>児童を登校させない ※「井田川小つながる連絡」で連絡します</p>	<p>暴風警報、暴風雪警報 暴風特別警報、暴風雪特別警報 レベル5大雨特別警報、大雪特別警報 レベル4大雨危険警報 レベル5河川氾濫特別警報 レベル5土砂災害特別警報 レベル4河川氾濫危険警報 レベル4土砂災害危険警報</p>
始業後	
<p>直ちに授業を中止し、 速やかに児童を帰宅させる対応をとります ※下校方法（集団下校・引き渡し等）について 「井田川小つながる連絡」で連絡します</p>	<p>暴風警報、暴風雪警報 暴風特別警報、暴風雪特別警報 レベル5大雨特別警報、大雪特別警報 レベル4大雨危険警報 レベル5河川氾濫特別警報 レベル5土砂災害特別警報 レベル4河川氾濫危険警報 レベル4土砂災害危険警報</p>

7. その他

- 暴風警報、暴風雪警報、特別警報等の発令に伴う非常時の連絡は「井田川小つながる連絡」でお知らせします。個人での学校への問い合わせはご遠慮ください。
- 台風の進路、速度等、学校のおかれている諸条件等により、上記にかかわらず市教育委員会や学校長の判断において、その都度適切な措置を講じます。
- 警報が解除になった際は、保護者が安全を確認の上、登校をさせてください。安全が確認できず、遅刻、欠席の場合には、遅刻扱い、欠席扱いにはいたしません。安全最優先での対応をおねがいします。
- 暴風警報又は暴風雪警報等が発令されていなくても、大雨・洪水警報、雷等の注意報が発令されるなど危険が明らかに予想される場合は、各家庭の判断で登校を一時見合わせるなど適切な措置をとってください。その場合は、各家庭より学校（82-2021）に連絡してください。